★令和5年度　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画

（単位：千円）

| | | |

通し番号	国の予算年度	種別	都道府県単独事業	コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援	低所得世帯支援枠を活用する事業	交付対象事業の名称	所管	交付金の区分		コロナ感染への対応として必要な事業	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	理由	⑤を選択した場合、より効果があると考える理由	A	B						C	D	事業の概要（①②③④をふまえそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	検索促進枠の地方負担分に充当	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	地域住民への周知方法（HP、広報紙など）	参考資料	備考① （地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	予算区分
								通常交付金	重点交付金						総事業費	交付対象経費	B-1 国の84予算分（交付限度額①、②、③）	B-2 国の84予算分（交付限度額④）	B-3 国の84予算分（交付限度額⑤）	B-3' 国の84予算分（交付限度額⑥）	B-4 国の84予算分（交付限度額⑦、⑧）	B-4' 国の84予算分（交付限度額⑨、⑩）	国庫補助額	その他（一般財源や補助対象外経費等）										
10	R4	単	○	–	保育所等物価高騰対策支援給付金事業		–	○	○	経-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		3,726	3,726				3,726			0	①コロナ禍において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により影響を受けている町内の私立保育所等に対し支援を行うこととより、負担軽減を図る。 ②私立保育所等に対する支援 ・給食材料費高騰分に対し、児童1人当たり450円／月を支援（R5.9から R6.3までの7ヶ月分） ・エネルギー価格の高騰分に対し、定員に応じ、100千円～25千円を支援。 ③保育所3施設（延べ入所児童数2,247人）給食材料費分1,011,150円+光熱費分300,000円【3施設×100千円】 ④認定こども園5施設（延べ入所児童数3,689人）給食材料費分1,660,050円+光熱費分500,000円【5施設×100千円】 ⑤地域型保育事業所4施設（延べ入所児童数298人）給食材料費分119,700円+光熱費分100,000円【4施設×25千円】 ⑥認可外保育施設1施設（延べ入所児童数77人）給食材料費分34,650円 （合計）3,725,550円 ⑦町内の私立保育所等（13施設）	–	–	–	–	R5.6	R5.9	対象となる保育所等13施設へ給付金を支給する。	町HP及び町広報紙により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業内容について周知を行う。事業内容を分かりやすくするため、【生活苦・事業主】向け事業と【事業所・施設】向け事業に分けて周知する。また、プレスリリースを行い、他メディアを活用した周知を行う。	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業シート」No.4		R5補正（地）
11	R4	単	○	–	土地改良区電気料金高騰対策支援事業		–	○	○	経-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		20,641	20,641				20,641			0	①コロナ禍において、エネルギー価格等の物価高騰により影響を受けている土地改良区に対し、水利費の値上げ等の新たな農業負担が生じないよう、高騰分の電気料金に対する支援を行い、土地改良区の事務運営の安定と維持を図る。 ②農業水利施設電気料金高騰分の一部支援 ・「土地改良区（揚水の受益地の耕作による） ・期間：令和3年4月分から9月分まで ・補助率：50% ③①ぬまぶし：11,961千円、濃霧台地：7,540千円、千波湖：46千円、石岡台地：500千円、権現東：263千円、中妻：16千円、友部：9千円（合計）20,641千円 ④町内に受益地を有する7土地改良区	–	–	–	–	R5.6	R6.3	7土地改良区への支援金給付	町HP及び町広報紙により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業内容について周知を行う。事業内容を分かりやすくするため、【生活苦・事業主】向け事業と【事業所・施設】向け事業に分けて周知する。また、プレスリリースを行い、他メディアを活用した周知を行う。	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業シート」No.5		R5補正（地）
12	R4	単	○	–	飼料材価格高騰対策支援金給付事業		–	○	○	経-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		15,900	15,900				15,900			0	①コロナ禍において、エネルギー価格等の物価高騰下における飼料料価格の高騰により、飼養及び肉用牛生産における経営困難への影響を踏まえ、牛肥養者に対する支援を行うことにより、経営の維持安定を図る。 ②町内で販売を目的とした肥養又は肉用牛の生産を現に営んでおり、今後も継続する意思を有している者に対し、1頭当たりは下の金額を支援する。 ・乳用牛　4,000円／1頭当たり ・肉用牛　1,000円／1頭当たり ③乳用牛：1,850頭×4,000円＝7,400,000円、肉用牛：8,500頭×1,000円＝8,500,000円【合計】15,900,000円 ④町内の牛飼養者31経営体	–	–	–	–	R5.6	R6.3	町内の牛飼養者37経営体への支援金給付	町HP及び町広報紙により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業内容について周知を行う。事業内容を分かりやすくするため、【生活苦・事業主】向け事業と【事業所・施設】向け事業に分けて周知する。また、プレスリリースを行い、他メディアを活用した周知を行う。	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業シート」No.6		R5補正（地）
13	R4	単	○	–	地理的表示保護制度登録産品原材料物価高騰対策支援事業		–	○	○	経-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	⑥農林水産業における物価高騰対策支援		500	500				500			0	①コロナ禍におけるエネルギー価格の物価高騰や国際情勢等を背景とした農林水産業における物価高騰等の影響により、地理的表示保護制度（GI）に登録された「飯沼産」のGI認定農産物が高騰しているところから、購入経費に対する支援により、経営の負担軽減を図るとともに、安定した飯沼産生産の維持を図る。 ②GI産原料「コウヒメタル肥」購入経費の一部支援 ・支援対象：下飯沼産生産販売組合 ・支援額：購入経費に係る高騰額の1/2（上限50万円） ・支援対象期間：令和5年9月分から11月分まで ③R5年度購入予定額：17,722円／本×114本（R4年度使用実績）＝2,020,308円（税込額） （R5年度見込額2,020,308円－R4年度実績1,009,470円）×1/2＝505,419円＝500千円 ④下飯沼農生産販売組合（10戸）	–	○	–	–	R5.6	R6.1	対象となる下飯沼農生産販売組合（10戸）へ支援金を支給する。	町HP及び町広報紙により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業内容について周知を行う。事業内容を分かりやすくするため、【生活苦・事業主】向け事業と【事業所・施設】向け事業に分けて周知する。また、プレスリリースを行い、他メディアを活用した周知を行う。	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業シート」No.7		R5補正（地）
14	R4	単	○	–	事業継続緊急給付金（第4弾）		–	○	○	経-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		30,000	30,000				30,000			0	①コロナ禍におけるエネルギー食料品価格等の物価高騰の影響を受け、価格転嫁も進まず、事業収入が減少し経営環境が悪化している中小企業・個人事業者に対し、支援金を給付することにより、負担軽減を図る。 ②10万円（法人若しくは個人事業主あたり、1回限りの支給とする。） ③給付金 30,000千円（10万円×300者） ④①コロナ禍において、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている中小企業者等又は新内に住所を有する個人事業主。ただし、農林水産業を除く。 ア. 令和3年1月～12月のいずれか任意の1月と比較し、前年または前々年の同月の売上が、前年または前々年の同月の売上比較し、マイナス20%以上減少している。 イ. 令和4年分の確定申告書（事業収入から売上原価及び経費を差し引いた金額）が、前年または前々年の同年分の給与所得金額と比較して10%以上減少している。 ※その他、事業収入を得ており、今後も事業継続の意思をするとともに、申請時点において、町税を滞納していないこと。	–	–	–	–	R5.6	R6.2	300者に対する事業継続支援	町HP及び町広報紙により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業内容について周知を行う。事業内容を分かりやすくするため、【生活苦・事業主】向け事業と【事業所・施設】向け事業に分けて周知する。また、プレスリリースを行い、他メディアを活用した周知を行う。	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業シート」No.8		R5補正（地）
15	R4	単	○	–	下水処理場等電気料金高騰対策支援事業		–	○	○	経-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	⑤推奨事業メニューよりも更に効果が高いと考える支援	下水道施設は日常生活・事業活動に密接に関わる重要インフラであることから、高騰する電気料金に対する支援は、生活苦や事業者に対し、直接的に影響を及ぼす。特に効果があると考えるため。	13,936	13,936				13,936			0	①コロナ禍において、エネルギー価格等の物価高騰により影響を受けている下水道事業者に対し、高騰する電気料金に対する支援を行うことにより、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける生活苦や事業者の負担軽減を図る。 ②南浄化センター及び農集集落排水施設（4施設）に対する令和5年4月分から令和6年3月分までの電気料金高騰分の一部支援。 ③南浄化センター：8,077,471円＝高騰額13,510,207円×2/3 飯沼農集集落排水施設：1,501,941円＝高騰額2,252,914円×2/3 下石橋農集集落排水施設：1,606,631円＝高騰額2,410,236円×2/3 諏訪農集集落排水施設：1,113,551円＝高騰額1,670,326円×2/3 岩川農集集落排水施設：636,878円＝高騰額1,255,317円×2/3 （合計）13,936,670円 ④下水道施設（5施設）	–	–	–	–	R5.4	R6.3	下水道施設（5施設）の維持管理費（電力高騰分）の抑制	町HP及び町広報紙により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業内容について周知を行う。事業内容を分かりやすくするため、【生活苦・事業主】向け事業と【事業所・施設】向け事業に分けて周知する。また、プレスリリースを行い、他メディアを活用した周知を行う。	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業シート」No.9		R5補正（地）
16	R4	単	○	–	浄・配水場等電気料金高騰対策支援事業		–	○	○	経-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	⑤推奨事業メニューよりも更に効果が高いと考える支援	上水道施設は日常生活・事業活動に密接に関わる重要インフラであることから、高騰する電気料金に対する支援は、生活苦や事業者に対し、直接的に影響を及ぼす。特に効果があると考えるため。	16,943	16,943				16,943			0	①コロナ禍において、エネルギー価格等の物価高騰により影響を受けている水道事業者に対し、高騰する電気料金に対する支援を行うことにより、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける生活苦や事業者の負担軽減を図る。 ②町上水道施設（3施設）に対する令和5年4月分から令和6年3月分までの電気料金高騰分の一部支援。 ③北前浄水場：4,742,609円＝高騰額13,169,213円×2/3 青部配水場：6,940,003円＝高騰額10,280,005円×2/3 大戸配水場：1,310,789円＝高騰額1,966,184円×2/3 （合計）16,943,601円 ④上水道施設（3施設）	–	–	–	–	R5.4	R6.3	上水道施設（3施設）の維持管理費（電力高騰分）の抑制	町HP及び町広報紙により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業内容について周知を行う。事業内容を分かりやすくするため、【生活苦・事業主】向け事業と【事業所・施設】向け事業に分けて周知する。また、プレスリリースを行い、他メディアを活用した周知を行う。	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業シート」No.10		R5補正（地）
17	R4	単	○	–	学校給食費支援事業		–	○	○	経-IV. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	○	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援		29,314	29,314				29,314			0	①コロナ禍において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた子育て世帯に対し、学校給食費を支援することにより、子育て世帯の経済的負担軽減を図る。 ②物価高騰（物価上昇率は6.8%）に伴う給食費値上げ相当分と、1人当たり1,000円／月を追加支援する。 ・期間：令和3年3月分から令和6年3月分まで（7ヶ月分） ・対象者：町内小中学校に在籍する児童・生徒の保護者 ③小学生（1,2年）：15,508,112円 ・物価高騰分1,056円／人・月×1,286人×7ヶ月＝9,508,112円 ※11ヶ月ベース　8,713円／人・月 ・追加支援分1,000円／人・月×1,286人×7ヶ月＝9,002,000円 ③小学生（3,4年）：10,805,452円 ・物価高騰分1,138円／人・月×722人×7ヶ月＝5,751,452円 ※11ヶ月ベース　7,248円／人・月 ・追加支援分1,000円／人・月×722人×7ヶ月＝5,054,000円 ③小学生（5,6年）：15,313,564円 ・物価高騰分：15,257,564円 ・追加支援分：14,056,000円 ④町立小中学校に通う児童・生徒2,008人の保護者	–	–	○	–	R5.9	R6.3	町立小中学校に通う児童・生徒2,008人の保護者に対し支援を行い、子育て世帯の負担軽減を図る。	町HP及び町広報紙により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業内容について周知を行う。事業内容を分かりやすくするため、【生活苦・事業主】向け事業と【事業所・施設】向け事業に分けて周知する。また、プレスリリースを行い、他メディアを活用した周知を行う。	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業シート」No.11		R5補正（地）